

福島県一部地域の厚生年金保険料等の納期限のお知らせ

- ① 延長されていた厚生年金保険料等の納期限が定められました
- ② 厚生年金保険料等の口座振替を再開します
- ③ 保険料の納付が困難な場合はご相談ください
→ 詳しくは下欄及び裏面をご確認ください。

① 延長されていた厚生年金保険料等の納期限が定められました

東日本大震災により延長されていた厚生年金保険料等の納期限につきましては、地域により順次、定められてきました。

今回、下記の地域について、延長後の納期限が平成26年3月31日(月)と定められました。これにより、納期限延長の措置は、平成26年1月分保険料までで終了します。

延長後の納期限が定められた地域

都道府県名	地 域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯館村

※ 既に延長後の納期限が平成23年9月30日として定められていた相馬郡新地町、伊達郡桑折町、伊達郡国見町については、今回の措置の対象になりませんので、ご注意ください。

納期限延長の対象となった保険料及び延長後の納期限

厚生年金保険料等	延長後の納期限
平成23年2月分～平成26年1月分保険料	平成26年3月31日(月)

※ 平成26年2月分保険料の納期限は平成26年3月31日(月)となり、以降、毎月翌月末の納期限(通常の納期限)に戻ります。

※ **保険料納付が困難な場合は、納期限の延長等を行うことができます。詳しくは裏面をご覧ください。**

② 厚生年金保険料等の口座振替を再開します

納期限が延長されている間、厚生年金保険料等の口座振替を一律に停止しておりましたが、延長後の納期限が定められた地域については、平成26年2月分保険料から納期限日の口座振替を再開します（平成26年2月分保険料の納期限は平成26年3月31日（月）です）。

なお、平成23年2月分から平成26年1月分までの保険料につきましては、口座振替ができませんので、送付しております納入告知書により、延長後の納期限までに納付いただきますようお願いいたします。納入告知書が見当たらない場合は、お早めに管轄の年金事務所へお知らせください。

また、震災の影響等により、今後の口座振替による納付が難しい場合は、お手数ですが、管轄の年金事務所に口座振替を辞退する届出をお願いいたします。

※ 納入告知書は、領収済通知書、領収控、納入告知書(納付書)の順に、3枚複写で綴ってあります。領収済みの通知ではありませんので、ご注意願います。納付の際は、切り離さずに金融機関にお持ちください。

③ 保険料の納付が困難な場合はご相談ください

保険料の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所に申請をすることによって下記のいずれかの適用を受けることができる場合があります。

なお、納期限までに保険料が納付されない場合、延滞金が発生することがありますので、お早めに管轄の年金事務所にご相談ください。

ア 保険料の納期限の延長

申請により、平成27年3月31日まで保険料の納期限を延長することができます。

イ 災害による納付の猶予

災害により直接財産に相当な損失を受けたとき。

ウ 通常の納付の猶予

災害による事業の悪化、売上の減少、取引先の倒産等の理由により、一時に納付することができないと認められるとき。



日本年金機構

Japan Pension Service